

平成27年度 支部事業計画の主な取組み(概要)

項目	主な取組み例
【保険運営の企画】	
ジェネリック医薬品の使用促進	
ジェネリック医薬品	<ul style="list-style-type: none"> ■ イベントでの周知、広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体、薬剤師会と連携した『薬と健康のつどい』、『薬物乱用防止・防煙キャンペーン』イベント会場でのパネル展示、チラシ配布によりジェネリック医薬品使用に対する認知を高めることとする。 ■ 医療機関関係者、薬局関係者等へ働きかけの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山形県後発医薬品安心使用促進協議会への参加による意見発信。 ・ 山形新聞によるジェネリック医薬品に関する特集記事への寄稿・広告掲載。 ■ ジェネリック医薬品の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係団体(医師会等)及び群馬県(薬務課)等の関係団体への情報提供と協力要請を実施する。 ・ 群馬県後発医薬品適正使用協議会に出席して関係団体と連携、協力することとする。 ・ FMラジオCMやイベント等を使用した広報を実施することにより周知活動の強化を図る。 ■ アレルギー疾患に係るジェネリック医薬品への切替促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部独自事業として、花粉症等のアレルギー疾患についてジェネリック医薬品の使用を促進する通知を送付し、切替促進を図る。 ・ 調剤レセプトより対象者を抽出し、花粉症患者へジェネリック医薬品への切替通知を送付する。また、医師会、薬剤師会、事業所への働きかけを行いジェネリック医薬品の啓発を図る。 ■ ジェネリック医薬品未切替者への分割調剤(お試し調剤)の周知広報について <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部が実施しているジェネリック医薬品軽減額通知対象者のうち広島支部の加入者から2万人を無作為抽出し、軽減額通知と併せて、お試し調剤のチラシ及び希望カードを同封し切替を促す。 <p style="text-align: right;">【ジェネリック医薬品の使用促進に関する取組みの実施】 47支部</p>
その他の保険者機能を発揮するための取組み	
医療費適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■ プロジェクトチームによる医療費分析 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症化予防、歯科疾患と糖尿病の関連性、県内ジェネリック医薬品動向や、県内重点地域(津市、菰野町)の医療費動向分析により、医療関係団体(医師会等)や行政への情報提供や提言を行い、医療費適正化に向けた協働事業の実施を図る。 ■ ヘルスケア通信簿による健康づくりの提案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度に引き続き、レセプトデータ、健診データ分析より得られる情報を基に、事業所ごとの特性に合わせた健康づくりの提案を行う。(歯周病予防、COPD予防、肝炎重症化予防、糖尿病重症化予防、脳梗塞・心筋梗塞再発予防など) ■ 重症化予防のための歯科健診の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師会と歯科健診の委託契約を締結し、歯周病予防の取組みを推進することにより、全身疾患に係る医療費の削減を図る。

項目	主な取組み例
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大学等関係団体と連携した共同研究の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・山形大学医学部等専門家との連携によるデータを活用した重症化予防事業の強化。 ・慶應義塾大学と鶴岡市で実施している地域コホート研究「鶴岡みらい健康調査」への連携協力。 ■ 各種データ分析の実施と発信 <ul style="list-style-type: none"> ・関係方面における医療費適正化や健康づくり対策を推進するため、長野支部における医療費や健診結果の分析を行なう。 ・松本市をはじめとした包括協定締結自治体と、双方が保有する健診、レセプト、調剤等のデータ分析を共同して行ない、地域ごとの課題を発見することで連携した保健事業の実施に繋げる。 ■ 精神系疾患調査研究事業結果の情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度末に取りまとめた調査研究結果報告に基づいて、平成27年度以降も、各種媒体による周知啓発の為の広報、及び労働局(労基署)・産業保健総合支援センター・財)社会保険協会・社会保険委員会等の関係機関との連携による、こころの健康セミナーや、監修医である滋賀医科大精神講座教授による講演等により引き続き積極的に情報発信する。 ■ 二次医療圏別の調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・二次医療圏別に医療資源、ジェネリック医薬品使用割合等の分析及び二次医療圏別の加入者に対して地域医療についてのアンケートを実施。
広報・意見発信 (定期広報以外)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県、市町村、関係団体との連携による広報 <ul style="list-style-type: none"> ・山形県保険者協議会と連携した共同広報キャンペーンの実施。 ・山形県との包括的覚書に基づき、健康づくりに関する共同広報の実施。 ■ 学会での発表 <ul style="list-style-type: none"> ・データヘルスに関する事業について調査分析を行い、公衆衛生学会や産業衛生学会において発表する。学会の場で他機関の取組内容を把握し、情報共有を図ることにより、支部の取組みをより良いものに改善することができ、また、取組みを全国に広く周知することが可能となる。 ■ 県の地域医療構想(ビジョン)の策定に向けた意見発信等 ※47支部で計画 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者の立場から県の医療審議会へ参画し、構想の策定及び保健医療計画の進捗等、地域保健医療政策について意見発信を行う。 ・県が策定する医療計画や医療保険者としての関与の法定化に伴う保険者協議会での意見発信を行う。
その他の取組み (支部独自の取組み等)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経済団体とコラボした事業所への健康経営の普及・推進プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・覚書締結先の経済5団体と連携し、従業員の健康度を見える化した「健康格付型バランスシート」を用い、より多くの事業主に健康経営への理解の浸透を図る。自社の健康度を把握することで健康づくりへの取組みを行う気運の醸成を目指すこととする。 ■ こども医療費の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜支部における10代の1人当たりの入院外医療費が、全国で一番高額であることを踏まえ、地方公共団体と連携を図り、小中学校等において父兄向けの「医療費啓発チラシ」を配布し、医療費負担の仕組みの周知とともに医療費のコスト意識喚起を図る。 ■ 県内の健康推進企業(一社一健康宣言事業所)への支援強化 <ul style="list-style-type: none"> ・大分県、自治体及びその他関係機関との連携により、大分県における健康経営推進の取組みに協賛する団体や企業を含めた「健康経営」を基軸とした支援体制の構築を推進する。 <p style="text-align: center; border-top: 1px dashed black; margin-top: 10px;">【対話集会の開催やアンケートの実施、事業所訪問など、加入者から直接意見を聴く取組みの実施】 25支部</p>

項目	主な取組み例
【健康保険給付等】	
健康保険給付等	
現金給付関係	<p>■現金給付の支給申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出書・申請書作成支援サービスの利用促進を図り、記入漏れや記入誤りによる再提出を防止する。また、現金給付の申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。 <p>■現金給付の適正化、審査の強化など</p> <ul style="list-style-type: none"> (傷病手当金、出産手当金について)保険給付の適正化のため、標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後、高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて審査を強化する。また、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断するとともに、積極的に事業主への立入検査を実施するなど不正請求を防止する。 日本年金機構と連携・協力を図り、合同で立入検査を実施する。 海外療養費について、パスポート等の添付やレセプトとの突合を行い、疑義がある場合は海外の医療機関に対し、翻訳業務委託を活用して文書照会を行う。不正請求が明らかとなった場合は警察等とも連携の上厳格に対応する。 柔道整復療養費について、多部位施術や施術日数が多い申請書等を抽出して加入者へ照会を行い、明らかに不自然な請求については、柔整審査会や厚生局に情報提供する。加入者へ照会を行う際などには、正しい柔道整復のかかり方のチラシを作成・同封し、加入者の療養費制度に対する知識を高めると共に、適切な受診への徹底・啓発を図る。 高額療養費制度について平成27年1月に所得区分が改正されたため、事業主や加入者に対しその制度内容を周知するとともに、限度額適用認定申請セットの設置など、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。また、加入者から高額療養費の請求漏れがないように該当者に請求の勧奨を行い、同時に制度周知のためパンフレットを送付する。
債権発生の防止 債権の回収	<p>■適正受診の啓発・勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格喪失後受診防止ポスターを作成し、県内医療機関へ配布することとする。また、資格喪失後受診防止チラシも併せて作成し、年金事務所の算定基礎届資料に同封して配布することとする。 <p>■返納金等の債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 度重なる約束不履行者や長期未納者、納付意思がない者及び納付する財力が見込める者等について、顧問弁護士を活用した内容証明による催告文書を送付し、法的手続きによる回収を積極的に行う。 資格喪失後の無資格受診等により生じた返還金等について国民健康保険との間で保険者間調整を実施。 効率、効果的な債権回収の一環として架電業務の一部外部委託を実施し、更なる債権回収率の向上を図る。
レセプト点検	<p>■効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検の強化により点検効果額を引上げ、医療給付の適正化を図る。 <p>-----</p> <p>≪具体的な取組み例≫</p> <p>支払基金との協議、再審査結果の定期確認・情報共有、点検員のスキルアップや勤務成績に応じた評価、研修会の実施、自動点検マスタ等システムの活用、他支部査定事例の分析及び活用、第三者求償や労災等への切替えの徹底・損保会社等への折衝強化 等</p>
その他	<p>■業務・システム刷新に伴う業務移行</p> <ul style="list-style-type: none"> 現システムの業務から刷新後の新システムによる業務へと遅滞なく移行を行い、加入者サービスの低下を招かないように努める。

項目	主な取組み例
【保健事業】	
健診・保健指導	
特定健康診査	<p>○ 事業所との距離を縮め健康づくりへの理解を深めるとともに、健診機関、自治体との連携や検診車、オプション健診等を活用し、受診率の向上を図る。(本部事業計画)</p> <hr/> <p>≪具体的な取組み例(各支部)≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 被保険者(生活習慣病予防健診)…健診実施機関の拡充、事業所訪問、健診機関の少ない地域における検診車の有効活用、DMIによる受診勧奨等(事業者健診データ)…事業所訪問、外部委託による事業者健診データの取得率向上、労働局や関係団体との連携による取得の促進等 ▶ 被扶養者(特定健康診査)…受診券を被保険者自宅へ直接送付、集団検診のDM送付、市区町村等が実施する特定健診やがん検診との同時実施、オプション(付加)健診の拡大等 <p>■ コンビニエンスストアを活用した特定健診・がん検診の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26年度に実施した「コンビニエンスストアを活用した特定健診・がん検診」を27年度においても継続実施することで、特定健診受診率の向上や関係機関との連携強化を図る。
特定保健指導	<p>○ 利用機会の拡大を図るため、特定保健指導専門事業者も含めた外部委託、ITの活用などを進める。(本部事業計画)</p> <hr/> <p>≪具体的な取組み例(各支部)≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 被保険者(特定保健指導)…保健師等のマンパワー確保・スキルアップ、外部委託実施機関の拡充、事業所訪問による保健指導の勧奨(事業所カルテ) ▶ 被扶養者(特定保健指導)…等を活用した健康づくりや医療費適正化に対する意識・認識の向上を図るための働き掛け)、ITを活用した保健事業等 <p>■ 特定保健指導の推進、利用勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師・管理栄養士の人員の確保に努め、研修等を通して個々のスキルアップを図り、中断等の低下を図るとともに継続支援の外部委託を行い、実施者数を増やす。 ・業種・業態別健診データの分析結果や協会が蓄積した健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果等を活用し、事業主や関係団体等と連携を図り、保健指導を推進する。 ・対象者が1名の事業所や保健指導受入拒否事業所あてに土曜健康相談の案内を送付し、保健指導を実施する。 ・健診当日に保健指導の階層化が実施可能な契約医療機関、及び保健指導者が在籍する事業所と業務委託契約を結ぶことより、保健指導の実施率の向上を図る。
データヘルス計画の実施	
	<p>○ 各支部で作成した「データヘルス計画」の実行初年度であり、PDCAを十分に意識し支部の実情に応じた効果的な保健事業を進める。(本部事業計画)</p> <hr/> <p>【27年度データヘルス計画の実施に向けた取組み】 47支部</p>

項目	主な取組み例																					
	<p>《データヘルス計画(上位目標)の傾向》</p> <table border="1" data-bbox="481 323 1267 571"> <tr> <td rowspan="5">生活習慣病</td> <td>メタボリックシンドローム・生活習慣病関係</td> <td>11支部</td> </tr> <tr> <td>高血圧・脂質関係</td> <td>11支部</td> </tr> <tr> <td>糖尿病関係</td> <td>7支部</td> </tr> <tr> <td>慢性腎臓病関係</td> <td>3支部</td> </tr> <tr> <td>脳・心血管疾患、悪性腫瘍</td> <td>4支部</td> </tr> <tr> <td>喫煙関係</td> <td></td> <td>8支部</td> </tr> <tr> <td>事業所の健康づくり関係</td> <td></td> <td>4支部</td> </tr> <tr> <td>その他（健診実施率、医療費、健康保険委員の育成など）</td> <td></td> <td>4支部</td> </tr> </table> <p>※ 1支部で複数の上位目標を設定しているケースがあるため、支部数の和は47支部に一致しない。</p>		生活習慣病	メタボリックシンドローム・生活習慣病関係	11支部	高血圧・脂質関係	11支部	糖尿病関係	7支部	慢性腎臓病関係	3支部	脳・心血管疾患、悪性腫瘍	4支部	喫煙関係		8支部	事業所の健康づくり関係		4支部	その他（健診実施率、医療費、健康保険委員の育成など）		4支部
生活習慣病	メタボリックシンドローム・生活習慣病関係	11支部																				
	高血圧・脂質関係	11支部																				
	糖尿病関係	7支部																				
	慢性腎臓病関係	3支部																				
	脳・心血管疾患、悪性腫瘍	4支部																				
喫煙関係		8支部																				
事業所の健康づくり関係		4支部																				
その他（健診実施率、医療費、健康保険委員の育成など）		4支部																				
保健事業その他	<p>■未治療者に対する受診勧奨 ・本部が実施する一次勧奨文書の送付に加え、一次勧奨者のうち更にリスクが高い基準に該当する者に対し、二次勧奨文書を送付する。</p> <p>■全国禁煙推進研究会岩手フォーラムの開催 ・県や県医師会等の関係団体と連携して、講演会やシンポジウム、展示や健康チェック等によって構成される「全国禁煙推進研究会岩手フォーラム」を開催し、広く県民に、喫煙の弊害や禁煙の重要性についての周知、啓発を行うとともに、関係団体との関係強化を図ることとする。</p> <p>■がん検診の受診率向上 ・県がん対策室が設置する「秋田県がん検診推進協議会」に委員として参画し、県・市町村・関係機関と連携を進めながら、県民総ぐるみ運動「県民こぞってがん検診運動」を展開し、がん検診の受診率向上を図る。</p> <p>■糖尿病重症化予防対策 ・埼玉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを活用し、ハイリスク者に対して生活指導を行い、人工透析への移行を抑制する。</p> <p>■Let's Start! オフィスdeエクササイズ! の実施 ・運動不足による健康障害を予防するために、事業所に健康運動指導士を派遣して30分～①時間程度の運動指導を行い、指導を受けた事業所はその後3か月間運動を継続する。3ヶ月後にアンケートを実施し運動継続状況結果を確認する(年40回実施予定)。</p> <p>■事業所との距離を縮める取組み ・事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断(事業所カルテ)」を活用した事業主への積極的な働き掛けを行う。さらに、加入事業所に「一社一健康宣言」を求め、事業主と加入者に健康づくり・健康意識の向上を促す。</p> <p>■各種事業の展開 ・「元気な職場づくり支援事業」の対象事業所を拡大し、事業主に対して経営の視点から健康管理を考えていただけるような取組みを更に推進する。(コラボヘルス)</p> <hr/> <p>【事業所における喫煙対策やメンタルヘルス対策に関する取組みの実施】 19支部</p>																					